

学校経営のポイント

高校の“未履修科目”問題の一考

若井 彌一

先月(10月)下旬に、全国の高等学校(以下「高校」と略)の一部とはいえども、相当多数(11月7日現在、国公立合計約600校)の学校において、高等学校学習指導要領(以下「高校指導要領」と略)の定めている基準を逸脱している事実があるということがマスコミ報道され、国会でも緊急対応が協議されるという、予想外の大騒ぎ状態となった。

管理職は耐えて問題解決に尽くそう

なによりも心が痛むのは、この問題に絡んで2人の現職校長が自殺するという事態になったことである。生真面目な性格の方なのであろう。この種の組織的または構造的な問題が発生すると、問題発生を責任をあまりに重く感じて、何人かの自殺者が発生するのがわが国の特徴となってしまっている。

国会をも巻き込んでの一大騒動となったので、「未履修教科」があると指摘されたり、あるいはそのことに気がついた学校の校長(教職員も含めて)は、尋常ならぬ精神状態に追い込まれているかもしれない。

だが、「死んではいけない。死ぬ必要もない!」と、冷静になっていただくよう、筆者はこの「教職研修資料」を通じて強く訴える。組織のトップに位置する者は、ときとして思いがけない出来事に関連して「責任」を問われることがある。

その際、ことの重大さを認識することは必要であるが、その責任をあたかも自分一人が負うべきであるかのごとく生命を差し出すという身の処し方は、可能な限り避けたい。

生きて、あえて言うならば生き恥を甘受してでも、問題の解決に全力を尽くしたいものである。ことが

らの性質にもよるが、今回の一件は、管理職がわが身を捧げて解決できる性質のものではない。

大綱的な「教育課程の基準」＝指導要領

学習指導要領は、小・中・高校等の学校種別に作成されているが、それらは共通して各学校が編成する「教育課程の基準」(学校教育法施行規則第25条、第54条の2、第57条の2等)として位置づけられているものである。

学習指導要領の法規範としての性質については、学説は必ずしも一致を見ないが、司法(最高裁)判断としては、知られているように、「全体としてなお全国的大綱的基準としての性格をもつものと認められる」(昭和51年5月21日、最高裁判決)として、一定の法的拘束力を有するものととらえる考え方が支持されて現在に至っている。

学校5日制の完全実施との関連で、小・中・高校としても、まったくゆとりのない時間割の編成を余儀なくされるにいたり、とくに高校の場合、そのきしみの程度がすでに各学校の効果的な時間割編成の限界を超えてしまっていることも懸念されてきたところである。

窮屈な思いをしてでも、ルールはルールとして遵守している学校が圧倒的多数を占めている。そのことは評価に値するが、この一件を契機として各高校の教育課程の編成と学習指導要領の関連のありかたを、都道府県レベルでも、国レベルでも、教育現場の苦勞と声を十分考慮に入れて検討し、実施していくことこそが重要な課題であろう。

(わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校長併任)
本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●最新刊好評発売中! ● 寺崎千秋【編】A5判220頁・定価2310円 教育開発研究所・刊

『管理職の力を高める No1 校長力を高める—101の心得と実践』

上越教育大学附属小学校【著】B5判215頁・定価2520円

『関係力～「子どもが生きる学力」への挑戦～』